

2015年7月10日

東海村長
東海村行財政改革推進本部長
山田 修 様

東海村議会 日本共産党
議員 大名美恵子
議員 川崎 篤子

第4次行革推進による学校給食の民間委託計画の中止を求める要請書

今般、学校教育課より、給食調理部門を退職調理員をきっかけとし順次民間委託に移行させる計画について、議会文教厚生委員会に説明するための日程調整に関する問い合わせがあったと伺いました。

まず、学校給食調理部門の民間委託計画は、きっぱり中止し、村直営による自校方式給食を今後も進めることを要請するものです。そして、その立場から、7月22日開催を予定している文教厚生委員会への本計画の説明は、行わないことを求めます。

日本共産党は、村が、村立とうかい村松宿こども園の給食調理部門の民間委託を計画したときから、これが学校や他の村立保育所の給食にも及ぶものとして反対をしてきました。その懸念が、第4次行財政改革の名のもと、基本方針が策定され早くも具体化されるとの事で認めることはできません。

民間委託化に反対する主な理由として、1点は、児童・生徒の“食の安全”と、“給食は教育の一環”であるとの位置づけは、公的責任でこそ果たすべきものだという事です。

学校給食には、学校給食法が定めた「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす」ものとして、学校生活を豊かにし明るい社交性を養うこと、栄養の改善や健康の増進を図ること、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くことなどの教育目的があります。この目的達成のためには、法第5条により、「国及び地方公共団体の任務として、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない」とされています。

この仕事を公の仕事として日々担っているのが現場の職員です。経済効率を追求する市場原理に委ねてはならない分野であることは明らかです。

2点は、とうかい村松宿こども園の調理部門委託では、「村が仕様書をつくり、それにもとづいて調理業務をおこなう」ことで進められていますが、今回の学校給食の委託の場合も同様の手法が想定されます。しかし、2012年1月30日付の

「内閣府 公共サービス改革推進室」が出した「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き（2014年3月一部改訂）」には、学校給食の「業務実施の方法について」、「必要に応じて行う、地方公共団体と民間企業と」の「打ち合わせにおいては、地方公共団体が献立・材料・数量・食材の切り方等について、指定の様式を用いて民間事業者へ提案を行う」「民間事業者は地方公共団体からの提案を参考に、個別の調理員に指示を出すこと」とされています。

あくまでも村から「提案」されたマニュアルを「参考に」業務が指示されることとなります。栄養士など村の職員が、直接、責任者以外の目の前の個別の調理員に指示を出す事は、労働者派遣法に抵触する「偽装請負」となる恐れがあるので、できません。

こうしたことから、「給食の質に変わりはないか？」ということが問われます。さらに、計画が進行されれば、入札等により請け負う企業が決定されますが、村は、調理員さんを日々安定的に配置するために苦勞している現状の解消を図ることができる大きな企業への委託を考えるだろうということは、容易に想定できます。

なお、村民の税金や給食費が大手企業に利益として吸い上げられることにならないかとの懸念、また、企業に多数いるであろう調理職員の身分は、本村の現行よりもかなりの低賃金になり、資格を持つ正規社員は少数で、大多数はパートさんという職員構成の中での学校給食の調理の現場になるのではないかという懸念が発生することです。

給食調理員は、成長期にある、味覚が形成されて行く時期の子どもたちに、安心・安全でおいしい給食を提供するための専門職です。しかも地域の人を採用して、顔の見える給食というのも重要です。村がしっかりと責任を果たして職員を確保すべきであり、直営を維持すべきです。

3点は、業務の遂行の責任が外部企業になることから、緊急時の危機管理など村の責任が果たせない懸念があることです。

以上、教育立村を標榜する本村は、国の方針に無批判に追随するのではなく、むしろ、これまでの本村らしい独自性を発揮し、直営による自校方式の給食を一層発展させるべきです。

今年度で定年を迎えられる調理員さんは、白方小学校に1名おられるとの事で、まずは白方小学校の給食調理部門の民間委託化が心配されます。全校の委託への移行完了には、約20年が見込まれますが、こうした公的責任を大幅に後退させる計画は、きっぱり中止すべきです。

そのためには、22日開催の議会文教厚生委員会への計画説明は、中止することを求めます。